

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 自衛官採用試験の試験期日及び試験場を定める件 五六
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 五六
- 道路の区域を変更する件 五七
- 道路の供用を開始する件 五七
- 宅地造成等規制法により造成宅地防災区域を解除する件二件 五七
- 一般競争入札を行う件 五八

## 告 示

### 福島県告示第六百五十七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百七十七条第一項及び第一百八条の規定により、平成二十六年度第四次募集期における陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生（男子）の追加採用試験について、次のとおり定める。

平成二十六年十一月四日

- 一 受付期間 福島県知事 佐藤雄平  
平成二十六年十一月四日（火）から同月二十八日（金）まで
- 二 採用の区分及び採用予定数  
陸上自衛隊 若干名  
海上自衛隊 若干名  
航空自衛隊 若干名
- 三 試験種目及び試験期日

試	種	目	試	期	日
験	目	次	験	日	

## 四 試験予定会場

筆記試験（国語、数学、社会及び作文） 適性検査 口述試験 身体検査		平成二十六年十二月六日（土）又は同月七日（日）のうち指定する一日	
名 称	位 置		
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地		
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地		

- 五 採用時期  
平成二十七年三月下旬又は同年四月上旬
- 六 応募資格  
平成二十七年三月一日現在又は同年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子で、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。
- 七 問い合わせ先  
自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四一五四六一  
一九一九 （災害対策課）

### 福島県告示第六百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年十一月四日から同年十二月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十一月四日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 佐藤雄平  
会津若松ショッピングセンター 福島県会津若松市駅前町四十番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要 （商業まちづくり課）  
意見なし。

福島県告示第六百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十六年十一月四日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十六年十一月四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道白河 石川線	石川郡石川町大字沢井 字清水窪二〇番一 地 先から 同 郡同 町大字沢井 字三斗蒔二〇番一 地 先まで	変更前	八・二〇 一三・四	一一七・〇
		変更後	八・二〇 一六・八	一一七・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十六年十一月四日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十六年十一月四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四〇一号	大沼郡会津美里町字高田前川原三 四四八番一地从先から 同 郡同 町字台ノ下甲四一 三七番三地从先まで	平成二十六年十一月五日

(道路計画課)

福島県告示第六百六十一号

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第二十条第二項の規定により、造成宅地防災区域の指定（平成二十五年福島県告示第三百四号）を次のとおり解除する。

平成二十六年十一月四日

福島県知事 佐藤 雄平

区域名	区 域	区域の範囲
一盃森団地	福島市森合字一盃森及び字北谷地	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部建築総室建築指導課、福島県北建設事務所建築住宅課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。  
(建築指導課)

福島県告示第六百六十二号

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第二十条第二項の規定により、造成宅地防災区域の指定（平成二十五年福島県告示第四百十五号）を次のとおり解除する。  
平成二十六年十一月四日

福島県知事 佐藤 雄平

区域名	区 域	区域の範囲
池下団地	須賀川市岩淵字池下及び字柳町	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部建築総室建築指導課、福島県中建設事務所建築住宅課及び須賀川市役所に備え置いて縦覧に供する。  
(建築指導課)

公 告

**公告第313号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年11月4日

福島県知事 佐藤雄平

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 電子式個人線量計Ⅱ 3,327台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成27年3月31日（火）
- (4) 納入場所 広野町役場ほか計23箇所

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年11月27日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

**4 入札書の提出場所等**

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成26年11月13日（木）午前10時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成26年12月17日（水）午前10時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成26年12月16日（火）午後5時までに必着のこと。）

**5 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

**6 入札に参加を希望する者に要求される事項**

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

**7 入札の無効**

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

**8 その他**

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に

係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Alarm Pocket dosimeter II 3,327
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 17 December 2014
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 16 December 2014
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)